

計画期間
平成30年度～令和9年度

むかわ町農業・農村振興計画

(一部見直し案)

将来に向けて持続的に発展する・むかわ農業

むかわ町公認キャラクター



公認キャラクター名
むかわん

令和8年〇月

むかわ町農業振興対策協議会

第1章 計画策定の基本的な考え方	
1 計画の趣旨	・・・ 1
2 計画の性格	・・・ 1
3 計画期間（目標年次）	・・・ 1
4 計画の推進	・・・ 2
第2章 むかわ町の農業・農村をめぐる情勢	
1 世界の情勢	・・・ 4
2 国内の情勢	・・・ 5
3 道内の情勢	・・・ 6
4 むかわ町の情勢（現状と課題）	・・・ 7
第3章 むかわ町の農業・農村の役割とめざす姿	・・・ 11
第4章 むかわ町の農業・農村の振興に関する施策の基本方針・展開	
柱その1 「人」	・・・ 12
柱その2 「農地」	・・・ 15
柱その3 「所得の向上・経営」	・・・ 18
柱その4 「地域の活性」	・・・ 22
1. 基本方針	
2. 現状と課題	
3. 施策と展開方向	

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

むかわ町は、道央圏の胆振管内東部に位置し、東部及び北部を日高山脈系の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、地域内を一級河川鵠川が南北に縦走するなど、森林・川・海、そして平地と多彩な自然環境に恵まれています。

本町の農業は、基幹作物の水稻を中心として展開し、肉用牛を中心とした畜産経営と耕種を中心とする土地利用型経営と施設園芸の集約経営の分化へ円滑に経営内に定着させることで、地域経済と社会を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、人口減少・高齢化の進行や集落コミュニティの低下、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化など、様々な変化に直面しています。

この計画は、むかわ町農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していくよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、令和5年4月に中間見直しを行っております。その後、令和6年6月に国の「食料・農業・農村基本法」改正され、令和7年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。北海道でも、令和7年度に「第7期北海道農業・農村振興推進計画」が策定されることとなっていることから、今回一部見直しを行うものです。

見直しに際して、むかわ町農業振興対策協議会の構成団体・組織や地域代表者の委員から、地域の課題等の意見交換を行い、農業経営に直面する課題等への対応を図ることとしています。

2 計画の性格

- (1) この計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」や北海道の「第7期北海道農業・農村振興計画」の方向性を踏まえるとともに、当初計画策定時に実施した農業者アンケートの意向を反映し、町内の生産者、有識者、関係機関・団体がむかわ町の農業・農村振興に取り組む中長期的な共通の指針を示すものです。
- (2) 町民はもとより町外の消費者や関係機関・団体などへむかわ町の農業振興の基本姿勢を示すとともに、国や北海道に対して、政策提案や制度の改善を行う基本的な方向を示したものです。
- (3) 各農業者、生産組織や地域等が地域の実情に即した、優先的・重点的な事項について主体的に取り組むべき事項を示し活用することを期待するものです。

3 計画期間（目標年次）

平成30年度から令和9年度（10カ年）とし、前期と後期とを5カ年に分けて令和5年度に見直しし、農業情勢が大きく変わっていることから、令和7年度に一部見

直しを行いました。

4 計画の推進

農業振興対策協議会で策定を行うが、各農業関係機関団体や関係組織との対話・連携のもと、共通認識を持ち着実な計画の実現に向け、適切な推進を図ります。

(参考) むかわ町農業・農村振興計画に関連する他計画

- ① 食料・農業・農村基本計画（農林水産省）
- ② 第7期北海道農業・農村振興推進計画（北海道）
- ③ むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（むかわ町）
- ④ むかわ町農業振興地域整備計画（むかわ町）
- ⑤ むかわ町酪農・肉牛生産近代化計画（むかわ町）
- ⑥ むかわ町家畜排せつ物利用促進計画（むかわ町）
- ⑦ むかわ町田園環境整備マスタートップラン（むかわ町）
- ⑧ むかわ町鳥獣被害防止計画（むかわ町）
- ⑨ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（むかわ町）
- ⑩ むかわ町まちづくり計画（むかわ町）
- ⑪ 活動計画（むかわ町農業委員会）
- ⑫ 普及活動計画（胆振農業改良普及センター）
- ⑬ JA プランVII（JA とまこまい広域）
- ⑭ 経営基盤確立3力年計画（JA むかわ）
- ⑮ 事業計画（鶴川土地改良区）
- ⑯ 事業計画（北海道農業共済組合）

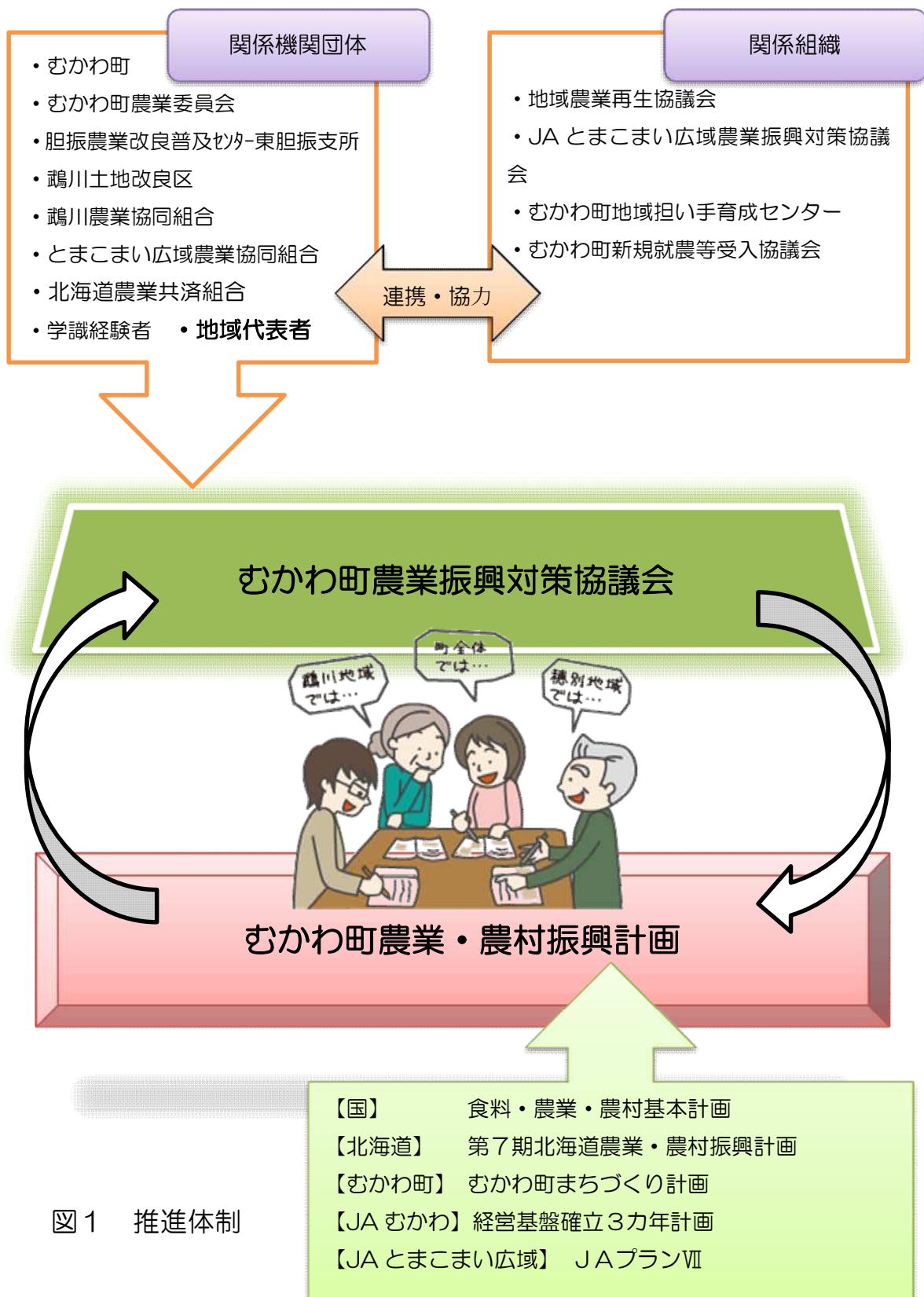


図1 推進体制

第2章 むかわ町の農業・農村をめぐる情勢

1 世界の情勢

(1) 食料需要の増大と生産の不安定化

世界の食糧需要は、人口の増加や新興国の経済成長に伴い増加が見込まれる一方、地球温暖化等の気候変動の進行などにより、食料供給面での不安定化が顕在化していることから、中長期的には食料需給のひっ迫が懸念されています。

(2) 経済成長による食関連市場の拡大

各国の経済成長等による世界の食市場の拡大が見込まれるとともに、海外における日本食への関心の高まりにより、我が国の農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開の取組も広がっています。

(3) 経済連携協定等の更なる進展

経済のグローバル化の進展とともにWTO交渉の停滞により、日豪経済連携協定や北米自由貿易協定（NAFTA）、米韓自由貿易協定など2国間や他国間のEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）を締結する動きが世界各地域で一層進んでいます。

我が国は、近年TPP11協定や日EU、日米貿易協定などの発効により、世界経済の6割を占めるマーケットの一員になっており、農産物分野で一層の競争力強化が必要です。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり

平成27年（2015年）の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心が世界的に高まり、人々の意識や行動を変えつつあり、国内外においてSDGsの推進に向けた取組が着実に拡大しています。

(5) ロシアによるウクライナ侵攻

ロシアによるウクライナ侵攻等の国際情勢の影響等により、生産資材や、化学肥料の原材料、家畜飼料の高騰が顕著に表れており、農業経営にも大きな影響を与えています。

(6) 地球温暖化に関する取組

令和5年3月に、国連のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、パリ協定の目標である、産業革命前から気温の上昇を1.5度以内に抑えるためには、温室効果ガスの排出量を2035年までに60%減らす必要があると公表しています。

2 国内の情勢

○令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され、その理念に基づく新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。

食料安全保障の確保が基本理念の柱として位置付けられ、環境と調和のとれた食料システムの確立や農村の振興などが掲げされました。

(1) 高齢化や人口減少による食市場への影響

今後、高齢化の進行に伴う一人当たりの食料消費量の減少や人口減少の本格化が、国内の食市場を縮小させる可能性があり、農業への影響が懸念されていることから、社会構造やライフスタイルの変化への対応とあわせて、国内外における新たな市場開拓が必要となっています。

(2) 農村の高齢化の進行と生産等への影響

農村では、都市部に比べ一層高齢化や人口減少が進行し、農業就業者の高齢化や減少による農地の荒廃や担い手不足等が顕在化しています。また、集落人口の減少により、共同活動による農地等の地域資源の維持管理や生活サービスの提供、さらには文化の伝承等にも支障をきたす懸念があります。

(3) 労働人口の減少による関連産業等への影響

人口減少や高齢化の進行による労働人口の長期的な減少は、農業のみならず食品加工や流通、外食等の関連産業における人材確保の困難さが増しているとともに、農業とつながりが深い食品等の関連産業の成長が阻害されれば、農業・農村の持続的な発展にも支障をきたす懸念があります。

(4) 社会全体のデジタル化の進展

人口減少社会に入り、産業競争力や地域社会の活力の低下が懸念される我が国において、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が極めて重要となっており、ロボット、AI、IoTなどのデジタル技術が急速に発展する中、国ではデジタル化が進んだ社会像である「Society5.0」の実現を目指しています。

(5) 水田活用直接支払交付金の見直しによる影響

令和4年度に、多年生飼料作物の単価見直しや5年間水張を行わない水田を交付対象外水田にすることを軸とした見直しを行いましたが、その後、令和7年1月に、再度見直しされ、水張り要件が緩和されました。

さらに、水田政策を令和9年度から根本的に見直しし、水田を対象としての支援を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することが示されました。

(6) 米の価格高騰

日本人の主食であるコメが、令和6年夏頃から高騰し、令和の米騒動とも言わされました。米の価格高騰については、様々な要因が指摘されていますが、将来にわたり需給に応じた作付が求められています。

3 道内の情勢

(1) 人口減少と経済・社会への影響

北海道においては、1997年をピークに全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、急激な人口減少とあわせて高齢化の進行は、生産・消費などの経済活動に影響を及ぼすだけでなく、地域社会の存亡にも関わる極めて深刻な事態を招くことも危惧されます。

(2) 増加する観光客数と交流人口の拡大

道外からの観光入込客数は、平成30年度（2018年度）に初めて900万人を超えて919万人となり、このうち外国人来道者も初めて300万人を超え、四季折々の多彩な景観や安全・安心な食などが高く評価されています。

また、地域の多様な資源を活かした都市と農村の交流の取組に加え、学校教育や社会教育における体験学習の場として農村を活用する動きが拡大してきましたが、農家戸数の減少や高齢化による受入農家の減少が課題となっています。

(3) バイオマスなどの地域エネルギーを活かした取組促進

北海道は、優れた自然環境と多様なエネルギー資源を有しており、地域でのバイオマス資源や風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーの活用を通じた農村の活性化が期待されます。

(4) 大規模自然災害リスクの高まり

平成28年（2016年）に相次いで上陸・接近した台風による大雨や、平成30年（2018年）に発生した北海道胆振東部地震など、本道においても、近年、大規模な自然災害が頻発し、道路や河川、電力のほか、農地など、道民生活や農業生産の基盤に大きな被害が生じています。

今後、特別強化地域に指定されている千島・日本海溝巨大地震に伴う大津波のリスクや、地球温暖化による気候変動などに起因する大規模自然災害リスクの高まりなどにより、農産物の生産や流通に長期的な影響を与えることも想定されます。

また、深刻化する地球温暖化により、作物の高温障害や、畜産への影響なども懸念されており、対策が求められます。

4 むかわ町の情勢（現状と課題）

（1） 地域特性

むかわ町は道央圏の胆振管内東部に位置し、北海道の経済・文化の中心都市である札幌市や空の玄関千歳市、海の玄関である苫小牧市にも近く、日高・十勝方面への交通の要所にあり、面積は 711.36 km²（2020 年（令和 2 年）国土地理院公表面積）と胆振管内で最大の面積を有し、南北に細長い地形をしています。東西及び北部の三方を日高山脈の外縁部に囲まれ、南部は太平洋に面し、地域内を一級河川「鶴川」が南北に縦走するなど、森林・川・海、そして平地と多彩な自然環境に恵まれています。

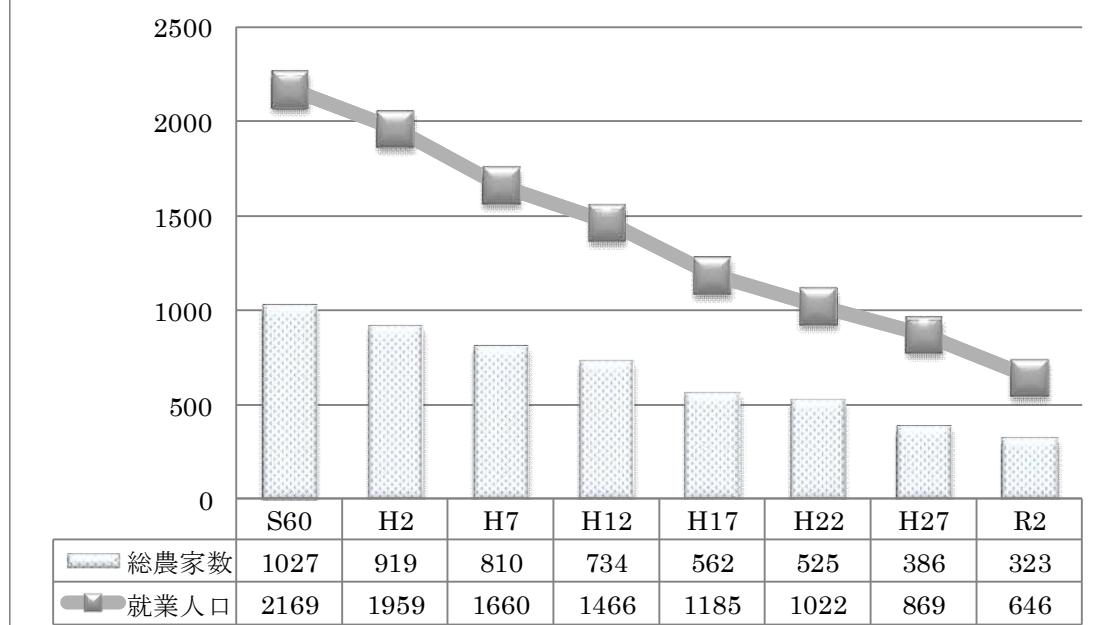
気候は、北部は寒暖の差がやや大きい傾向にあり、南部は太平洋の影響を受け暖かく、積雪寒冷の厳しい北海道にあっては、比較的温暖で過ごしやすい地域のひとつとなっていますが、近年は地球規模の温暖化等により、夏場の猛暑や局地的な豪雨などが度々発生し、農業への影響も深刻化しています。

（2） 農業戸数の減少と高齢化

令和 2 年農業センサスでは、農家戸数は 323 戸で 10 年前の 525 戸に比べ 202 戸（約 38%）減少、農業就業人口は 646 人で 10 年前の 1,022 人に比べ 376 人（約 37%）減少し、農村地域における生産戸数と人口の減少傾向が引き続き続いている（図 2）。

また、農業就業人口の高齢化問題がはっきりと形になってあらわされてきており（図 3）、令和 2 年では 65 歳以上が 40% と、10 年前の 32% から一層高齢化が進んでいます（図 4）。

（人、戸）
図 2 農業構成の変遷



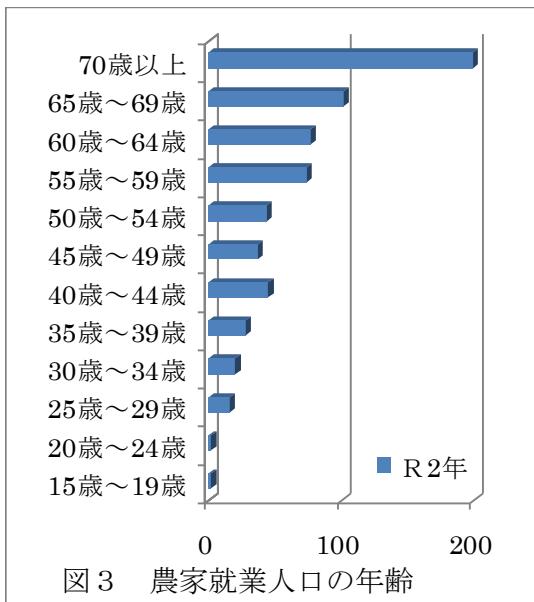


図3 農家就業人口の年齢

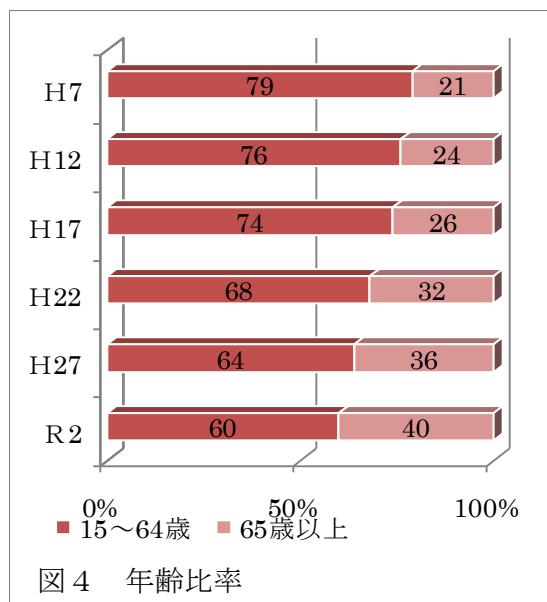


図4 年齢比率

(3) 担い手不足の影響

農村地域の人口減、高齢化、後継者やパートナー不足などの問題が農業経営上の将来不安のみならず、地域活力の低下につながっており、様々な面において影響が広がっています。農業者の高齢化や担い手不足等の現状は、農地の利用度や生産性の低下などの農業面のみならず、農業排水路がもつ洪水予防などの多面的機能の維持や農道草刈りなどの共同作業に人的限界がでており、地域課題として深刻化しています。

担い手問題は即効性のある対策がなく、むかわ町地域担い手育成センターを核に農業を志す人材の受入などを中心に展開しています。近年の雇用情勢の背景もあり他産業から農業を志す者も多くなってきており、むかわ町地域担い手育成センターの研修制度のもと、新規就農者も誕生しています。

また、新規独立就農を目指す者のほか、親と異なる経営形態を目指す後継者や農業法人、農地所有適格法人に「就職」したいという意向を持つ若者については、農業に対する価値観の変化を捉えつつ、新たな担い手として対応する必要があります。

(4) 農業政策による経営形態の変化

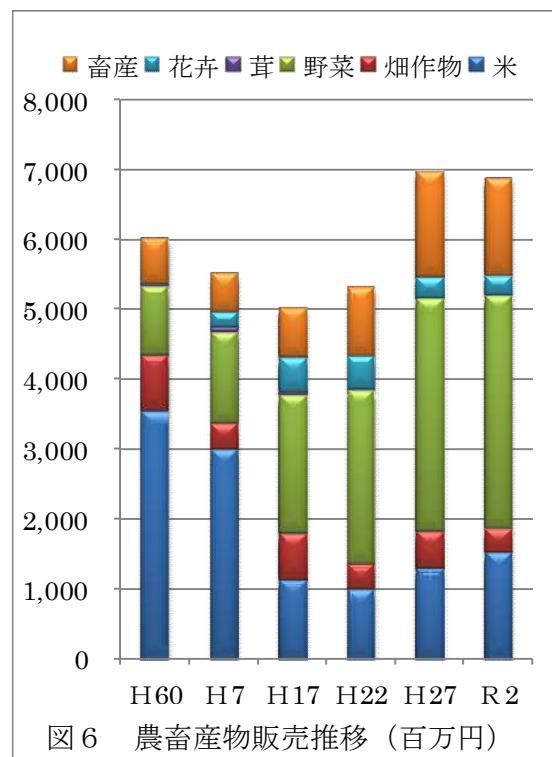
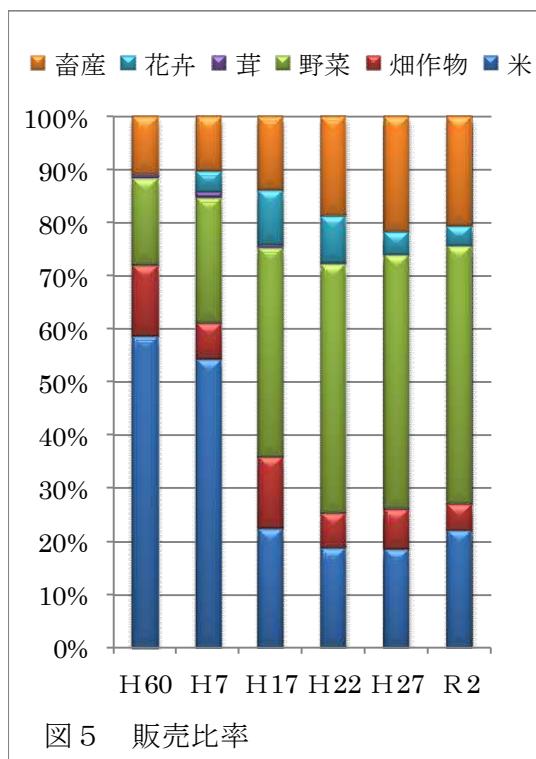
むかわ町農業は、水稻を中心に展開してきたが、全国的な少子・高齢化や食生活の変化による米需要の低下を背景に、国の農業施策が米生産調整と水田転作の本作化へ変動する中、水稻作付け減の収入補填のため水田を活用した蔬菜・メロン・花卉等の施設園芸、南瓜、豆類、長いも等の畑作園芸の栽培面積の増加、さらには肉用牛などの畜産も取り入れた複合経営が主流となっています。(図5)

多種品目によって農畜産物価格下落や作況の影響などがやわらぎ、より安定した農業所得が得られる農業経営が定着しました(図6)。農協販売額の推移を、令和2年と平成17年で比較すると、野菜の占める割合が39%から49%へ増加しております。

また、経営内容として1戸あたりの農業所得は北海道平均より低いものの、所得率は高く、野菜等の高収益作物を経営に取り入れた成果が見られています。

むかわ町の複合経営は、国政の動きとともに農業経営を変化せざるを得ない状況下で進展してきました。

令和9年度に国の水田政策が根本的に見直されることが示されており、その対策の検討を進めていく必要があります。



(5) 一経営体当たりの規模拡大

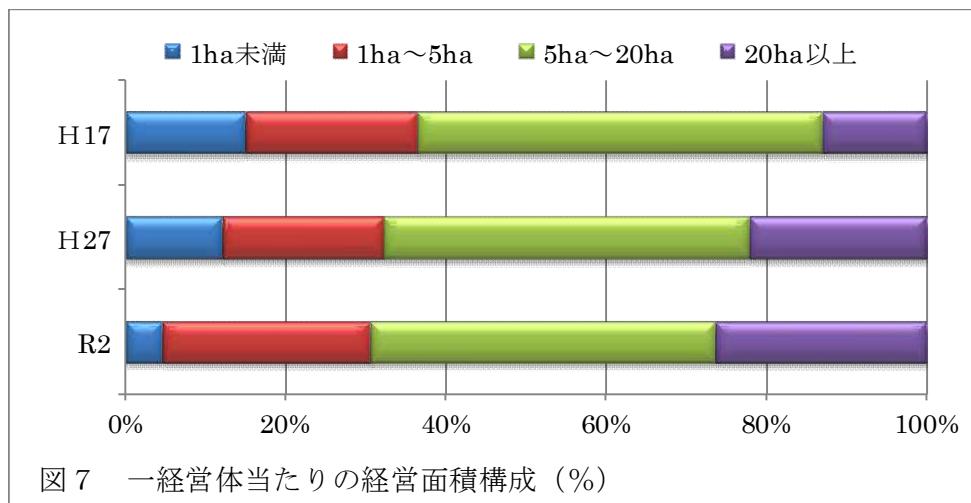
多くの作物を経営に取り入れることに伴う機械設備投資負担や労働力不足などの問題が顕著となり、1経営体当たりの経営面積も増加傾向（図7）にある中、国際情勢に伴う生産資材費等の高騰等、重要な局面を迎えてます。

経営所得安定対策の背景には、諸外国との生産条件の格差から生じる国内農業の構造的な課題があります。

このことは、現在の農業経営が大きく各種交付金に依存を余儀なくされている実態からも明らかです。

国際化に伴う農畜産物の輸入増加等の国際競争、価格の低迷及び基盤整備や機械化による農家負担の長期化などを抱える中で、依然として農業経営の体質は弱く、水田活用交付金直接支払制度の見直しなど国の農業施策の相次ぐ変更などに、確固たる経営基盤を築きにくい環境にあります。

むかわ町では従前からの家族経営を中心とした農業経営の限界や土地利用型経営と施設型経営の土地利用上のバランスなど構造的な課題も内在しており、将来に向けた農業経営体や地域生産体制のあり方、担い手確保などの取り組みを着実に展開していくことが求められます。



第3章 むかわ町の農業・農村の役割とめざす姿

むかわ町の基幹産業である農業は、健やかな町民生活の基礎となる良質な食料を供給すると同時に、環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承など、地域において多面的な役割を果たします。

農畜産物の生産の場であり、生活の場でもある農業地域は、農家戸数の減少傾向に歯止めがかかるず、また農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う農村活力の低下、農畜産物価格の不安定、農業施策の先行き不安などの問題を抱える現状の中で、将来にわたり持続可能な農業経営の確立とともに、地域活力の維持に向けた対応が大変重要となっています。

このため、消費者はもとより、生産者の立場からの視点として「農畜産物」を単にモノと捉えるのではなく、生活に必要不可欠な「健康と安心」の源をつくり出す産業としての「将来に向けて持続的に発展するむかわ農業」の実現を目指します。

「めざす姿」

将来に向けて持続的に発展する むかわ農業

施策の基本方針（4つの柱）

「人」	・・・地域農業を支える人材の育成を図ります！
「農地」	・・・災害に強く生産性の高い農業基盤整備を進めます！
「所得の向上・経営」	・・・次世代につなぐ収益性の高い農業を目指します！
「地域の活性」	・・・農村の価値や魅力を活かし将来に引き継ぎます！

第4章 むかわ町の農業・農村の振興に関する施策の基本方針・展開（4つの柱）

柱その1 「人」・・・地域農業を支える人材の育成を図ります！



1. 基本方針

将来に向けて持続的に発展する農業を行うためには、農業を担う「人」の育成が重要です。農業経営の発展を目指す農業者を幅広く担い手とし、後継者をはじめ、意欲を持って新規就農する人材の育成・確保を図ります。

また、青年層や女性・高齢者など地域を担う多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、人と人のつながりを大切にし、むかわ農業の維持発展を目指します。

2. 現状と課題

- 本町の農業者は、年々減少を続け、農業従事者の高齢化が進行している中、引き続き、JA青年部や生産団体を中心に、若手農業後継者への技術継承や研鑽を行っていくことが求められています。
- 意欲をもって農業に新規参入する者に対し、町地域担い手育成センターを中心に、就農相談、体験・研修機会の促進、就農時の支援、就農後のサポートまでを総合的に進めてきており、引き続き関係機関等と連携して取り組むほか、雇用就農や新たな就農形態についても検討することが求められています。
- 農業経営の法人化については、経営の規模拡大や雇用入材の確保などのメリットがあり、これまで経営者の意向に応じ対応してきています。近年、企業法人の農業参入の動きもあることから、これらの育成や誘致について調査研究を進めることが求められています。
- 水稲中心から施設野菜や花き、露地野菜などの作物を中心とした作物転換に伴い、労働力の確保は不可欠ですが、コロナの状況や国際情勢等からその確保に苦慮しているところであり、安定した労働力の確保が求められています。
- 女性農業者が経営や社会活動に参加しやすい環境づくりとして、委員や各種団体役員に女性の登用が進められてきており、女性が活躍できる環境づくりが求められています。

- 地域農業は、個人、法人等の経営体、青年層から高齢者、地元住民から派遣労働者、外国人材などによって支えられており、引き続き多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。

3. 施策と展開方向

(1) 後継者対策の推進

次世代のリーダーとして地域を牽引できる担い手の育成に向けて、各種研修環境を充実するとともに、むかわ町の大半を占める家族経営などの地域農業を担う経営体の体质強化と経営安定に向けた取り組みを推進します。

また、円滑な経営移譲の支援を継続するとともに、若手農業者を中心にJA各部会等での営農技術を継承する機会の確保に努めます。

＜主な取組＞

- ・JA青年部や生産部会による技術講習会、目標会等の研修の推進
- ・経営継承に係る指導や資金対策の推進

(2) 新たな人材の確保・育成

新規就農者対策については、関係機関で組織する、むかわ町地域担い手育成センターを中心に総合的に対策を推進します。

むかわ農業のPRや新規就農の制度などの情報を各種相談会等で情報発信を行い、むかわ町新規就農等受入協議会と連携しながら受入体制を進め、独立就農までの研修や就農の支援、就農後の技術・経営指導についても、指導農業士・農業士の会や生産部会、地域農業者等と連携し一貫してサポートする体制を推進します。なお、研修時には、地域おこし協力隊の制度を活用し、就農時における支援については、国の制度と合わせ町独自の支援も行います。

また、施設野菜での新規就農のほか、雇用就農希望者への対応や、土地利用型農業や畜産などの就農、第三者継承の取組や農業法人の参入についても検討を進めていきます。

＜主な取組＞

- ・新農業人フェア等への参加や就農相談会の開催
- ・農業体験、研修事業による新農業人の育成
- ・新規就農総合対策事業による経営開始時の支援
- ・関係機関の連携による就農後のフォローアップ
- ・新たな就農形態や法人化の検討

（3）労働力不足への対応

施設野菜や花き、露地野菜などの作付け拡大に伴い、農業労働力不足が大きな課題となっているため、これまで行っている外国人材や人材派遣を活用した対策に加え、必要な労働力を確保するための方策を検討していきます。

また、地域内の施設や機会を有効に活用し、作物の生産拡大や労働力不足に対応するため、既存の農作業受託組織等の体制強化を進める一方で、新たな受託組織の立ち上げ検討などを進めていきます。

＜主な取組＞

- ・スマート技術を活用した農作業の効率化の推進
- ・農業受託組織の育成、機械の共同利用の取組
- ・シルバー人材や外国人材、人材派遣等の活用
- ・農の雇用事業や各種補助事業の取組
- ・むかわ農業を支える人材確保の具体的な検討＜新規＞

（4）多様な人材が活躍できる環境づくり

女性農業者が経営や社会活動に参画しやすい環境づくりを推進するとともに、組織運営等にも参画できる女性農業者を育成します。

また、地域農業の未来を担う青年活動の推進や、高齢農業者が確かな技術や経験を生かし、経済活動ができる環境づくりを促進します。

＜主な取組＞

- ・JA青年部、JA女性部活動の活性化
- ・後継者、若手農業者、女性農業者から地域リーダーの育成
- ・高齢者や既存の農業者の活動の場づくり



柱その2 「農地」・・・ 災害に強く生産性の高い農業基盤整備を進めます！



1. 基本方針

持続可能で生産性の高い農業経営を展開するには、農業生産基盤の整備等による優良な農地の確保と適切な利用を進めていくことが重要です。

機能的な農業水利施設を整備することで、農業用水の安定確保を図るとともに、排水等整備をすることで、災害に対する強靭化をあわせた機能の向上を図ります。

また、高収益作物及び土地利用型作物の生産性の有効な農地利用のため、区画拡大や、ほ場排水条件の改善に向けた農業基盤整備を推進し、むかわ農業の発展を目指します。

2. 現状と課題

- 地球規模の環境変化等から農業災害のリスクが高まっている中、幹線用排水路の改修として国営かんがい排水事業新鵠川地区を促進しているところであり、今後も農業水利施設等の計画的な整備と適切な保全管理が求められています。
- 担い手の減少から一経営体の経営面積が増加しているところであるが、水田活用直接支払交付金の見直しや生産コストの高騰などにより離農に拍車をかけている状況であり、優良農地の確保と適切な利用がこれまで以上に求められています。
- 農業機械の大型化やスマート農業、高収益作物の導入に対応するため、圃場の大区画化や農地の排水対策、農道の整備などが課題となっており、持続可能で生産性の高い基盤整備の実施に向けて地域の農業全体を考えた対策が求められています。

3. 施策と展開方向

(1) 農業農村の強靭化

国営かんがい排水事業「新鶴川地区」の、着実な事業の促進を図るとともに、国営関連排水路整備などの事業を計画的に推進します。

農畜産物輸送の効率化や農業用車両の安全な走行を支えるための農道の整備を計画的に推進します。

また、収益性が高く効率的な農業経営を実現するため、圃場の大区画化や暗渠排水等の農業生産基盤の整備の具体的な事業の検討を進めます。

農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策の推進とともに、災害発生時における農地・農業用施設の迅速な復旧に取り組みます。

＜主な取組＞

- 農業用水路・排水路の計画的整備の推進

（国営かんがい排水事業「新鶴川地区」の整備促進）

（国営関連排水路整備事業の整備推進）

（道営事業による用排水路の整備促進）

（長寿命化・防災減災事業、農地耕作条件改善事業等の推進）

- 農作業道等整備の推進

（農地耕作条件改善事業等の推進）

- 農地基盤整備事業の具体化に向けた調査検討

（地域意向調査の実施等）

(2) 持続可能な農業基盤の維持管理の推進

農業用水の安定供給とともに、自然環境の保全など多面的機能を十分に発揮させるため、多面的機能支払交付金等を活用し、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。

また、更新期を迎える基幹水利施設や農地の保全に必要な施設等のインフラについても計画的な維持管理・改修・更新等の整備を取り組みます。

＜主な取組＞

- 水利施設等管理強化事業の推進

- 基幹水利施設管理事業の推進

- 多面的機能支払交付金事業の推進

- 中山間地域直接支払交付金事業の推進

- 水田農業緊急対策事業の推進（R5～R7）

（3）農地の適切な利用の促進と利用集積・集約化

優良農地の確保と遊休農地及び耕作放棄地の発生抑制を図るため、農用地区域への編入と除外の抑制、農地転用について計画的な土地利用を推進します。

令和5年4月に法制化される地域計画（人・農地プラン）策定における地域の話し合いを積極的に進め、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等に沿った農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図るとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の流動化を促進します。

担い手への農地の利用集積等を進めるため、農業委員会等による農地法、農業経営基盤強化促進法、農地バンク法、土地改良法等による農地の利用調整や農地保有の合理化に向けた取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・農業振興地域整備計画の適切な運用・管理
- ・農地相談や農地パトロールの実施
- ・農地の有効活用、荒廃農地化未然防止等の啓発
- ・地域の話し合いに基づく地域計画策定の推進



柱その3 「所得の向上・経営」・・・次世代につなぐ収益性の高い農業を目指します！



1. 基本方針

経営の安定を目指すために、農地、施設・機械等の農業資源のほか、これまで培ってきた技術や新たな技術の導入等により、品質と収量の向上、農作業の省力化を図るとともに、需要に応じた振興品目の選定やその生産に必要な生産体制と流通体制づくりを進めます。

また、消費者に信頼される産地として地位を確保するため、環境負荷軽減の生産に取り組むほか、農業分野における脱炭素の取り組みの研究など環境と調和した農業を推進します。

さらに、エゾシカ等の有害鳥獣被害の防止に向けた取組の推進と、共済制度への加入促進、家畜防疫対策の推進等、安定的な生産と災害等の不測の事態に備え経営の安定を図ります。

2. 現状と課題

- 水田活用直接支払交付金が、令和9年度から作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されることになるなど、抜本的に見直しを図ることが示されました。
この見直しは、むかわ町の農業を大きく揺るがすものであり、その対策が求められています。
- 国際情勢等の影響を受け、化学肥料をはじめ家畜用の飼料や燃料など多くの生産資材が高騰し、農業経営に大きな影響を与えていたため、生産コストの低減などについて検討し、農業所得を確保することが求められています。
- 消費者に信頼される農産物を生産するため、化学肥料の低減等に取り組むクリーン農業や、GAPやHACCPの取り組みについて検討していく必要があります。また、令和4年9月に、むかわ町は「ゼロカーボンシティー」を宣言しており、持続性の高い農業を実施するためにも、脱炭素に向けた取組が求められています。
- スマート農業については、令和2年度に研究会を設立し、研究の実施や農業者への情報提供を進めてきました。今後も農作業の省力化や生産コストの低減に資するスマート農業の活用が求められています。

- エゾシカ等の有害鳥獣については、これまで侵入防止柵の設置をはじめ、箱罠や囲い罠による捕獲、猟友会での有害鳥獣駆除などを推進してきていますが、農業被害は、高止まりの状況が続いている、対策の強化が求められています。

3. 施策と展開方向

（1）効率的で安定的な生産・流通システムの確立

各地区や担い手の創意工夫による強みを活かした取組を通じ、実需者のニーズに対応した安全で良質な農畜産物の計画的で安定的な生産供給を図るため、生産段階の省力化、低コスト化及び高付加価値化とあわせ、精密化や情報化などの技術を取り入れたスマート農業を推進し、流通段階の効率化などを進めた競争力のある産地づくりを推進します。

特に、水田活用直接支払交付金の見直しによる農業所得減少の対策として、水稻作付を中心としながら、需要に応じた品目（麦・大豆等）の作付けや、高収益作物（露地野菜等）の作付け拡大を推進していきます。

産地間競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入及び付加価値向上を図るための、高性能な農業用機械や施設などの生産・流通体制の整備を推進します。

自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、地域に応じた植生改善や飼料生産への支援による地域内耕畜連携強化等、飼料生産組織の支援等により栽培管理技術の高度化を推進します。また、子実コーンに代表されるような、求められる良質で低コストな自給飼料の生産・利用を目指します。

＜主な取組＞

- ・ 基本的栽培技術の励行による高品質・安定生産の推進
- ・ 生産資材コストの低減対策の推進
- ・ 農業受託組織の育成、機械の共同利用の取組
- ・ スマート農業の推進
- ・ 新地域農業活性化基金の活用推進
- ・ 経営所得安定対策交付金等の活用
- ・ 需要に応じた品目作付けの検討
- ・ 計画的な生産流通施設の施設整備
- ・ 重点地区活動の取り組み推進
- ・ 水田活用交付金の抜本的見直しに対応する施策の検討＜新規＞

（2）環境と調和した農業の推進

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産するため、一層の減農薬・減化学肥料をめざしたクリーン農業技術により、有機質資材の適正使用による環境負荷の低減を実践した持続可能な生産を推進します。

また、農業生産段階における工程管理手法の安全を求める消費者の期待に応えるために、GAP 及び HACCP への取組を推進します。

なお、農業廃プラスチックの適正処理の徹底や環境に配慮した適正施肥、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な管理など環境負荷低減に向けた取組を推進します。

さらに、脱炭素社会に向け、農業での取り組みについても検討を進めています。

＜主な取組＞

- ・耕畜連携による土づくりの推進
- ・GAP や HACCP の取り組み推進
- ・農業廃プラスチックの適正処理の推進
- ・残留農薬の自主検査の推進
- ・家畜排せつ物の適正管理の推進
- ・農業分野における脱炭素社会に向けた取組の調査研究
(再生可能エネルギー、グリーンカーボンなど)

（3）野生有害鳥獣による農作物被害防止

エゾシカなど鳥獣による農業被害の防止に向け、箱罠や囲い罠による捕獲、有害鳥獣駆除などを、猟友会や地域農業者とともに推進していきます。

また、侵入防止柵の改修整備の検討を行うとともに、捕獲したエゾシカの処理についても検討を進め、総合的な鳥獣被害防止対策を推進していきます。

＜主な取組＞

- ・地域協働による有害鳥獣捕獲の推進
- ・捕獲鳥獣の活用と適正処理に向けた調査研究
- ・侵入防止柵等の改修・整備の推進
- ・ハンター育成の取り組み推進（R4～R6）



(4) 経営安定に向けたリスクマネジメントの強化

農作物の病害虫に対する発生予察とこれらに基づく適期防除を推進し、新たな病害虫や難防除病害虫が発生した場合には、迅速な植物防疫対策を推進します。

家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を講じます。

また、農業経営の安定と経営体質の強化を図るため、収入保険などのセーフティーネット対策や経営所得安定対策等を推進します。

＜主な取組＞

- ・農作物の病害虫対策の推進
- ・家畜防疫対策の推進
- ・収入保険、施設共済、作物共済等への加入促進
- ・農作業事故防止の啓蒙



その4 「地域の活性」・・・農村の価値や魅力を活かし将来に引き継ぎます！



1. 基本方針

農業・農村の多面的な機能の発揮に向け、地域住民による協働活動を促進します。

また、まちの基幹産業である農業に対する町民の理解を深め、食育の取り組みや農業体験、農業研修の受入を通じた都市住民との交流、さらには、農業地域の魅力を発信するなど地域農業や農村の活性化を図ります。

2. 現状と課題

- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用して、農業農村の持つ多面的機能の発揮に向けた取組が進められているが、地域の人口減少や高齢化等に伴う担い手不足により、活動に支障をきたしている地域も出てきており、担い手確保や営農区等の再編を含めた議論を進めていく必要がある。
- 地域のコミュニティ施設として設置している鶴川地区の集落施設や穂別地区の作業準備休憩室について、地域との連携により適切な管理が行われているが、老朽化の対応など適切な管理が求められている。
- 食育の取組について、行政や学校による取組のほか、JA青年部等による子どもたちの農業体験活動などが、継続して取り組まれており、令和3年度に策定したむかわ町食育推進計画に基づき、農業や農産物の理解促進や、地産地消の取り組みの推進が求められています。
- 農業体験などを通じて、都市部の住民や学生との交流を行ってきているところであるが、今後は、農業や農村の魅力を発信するなど継続して推進していくことが求められています。

3. 施策と展開方向

（1）農業・農村の多面的機能の発揮

農業・農村が、食料供給や就業の場の提供といった役割をはじめ、環境保全や農村景観の形成だけでなく、自然災害の抑制機能を有する多様な機能を発揮していることについて、広く町民の理解を広めることを推進します。

また、農業者と地域住民による地域の共同活動を推進し、多面的機能支払交付金等による適切な農業生産基盤や生活環境の維持管理に向けた取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・多面的機能支払交付金事業の推進《再掲》
- ・中山間地域等直接支払交付金事業の推進《再掲》
- ・営農区や農事組合の再編等の具体的な検討＜新規＞

（2）地域コミュニティの推進

地域の連携による集落施設や作業準備休憩室を引き続き適切に管理するとともに、施設老朽化への対応、農業や農村への理解促進と食育活動、地産地消の取り組みを推進していきます。

＜主な取組＞

- ・集落施設や農作業準備休憩室の管理
- ・食育活動や地産地消の取組の推進

（3）都市と農村の交流の促進

農業体験や農業研修生の受け入れや、農業農村の魅力発信による都市住民との交流を推進し、農業や農村に興味をもつ「関係人口」の増加を図り、新規就農者をはじめとする移住・定住の促進を図ります。

＜主な取組＞

- ・農業体験受入による都市住民との交流推進
- ・新規就農による移住・定住の促進
- ・農業や農村の魅力発信
(タウンプロモーション事業と連携した取組)